

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	1
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（特別土地保有税）
要望項目名	水産業の成長産業化に関する税制上の所要の措置
要望内容（概要）	水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、水産政策の改革を行うこととしていることから、関係制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
関係条文	
減収見込額	[初年度] - () [平年度] - () [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>今般の水産政策の改革では、以下の方向性に沿って関係制度の見直しを行うこととしており、その際に所要の税制上の措置を講ずることにより、これらの改革を促進していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し、適切に管理することが必須であることから、資源管理については、国際的に遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法を推進するとともに、栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する。 ・ 世界の水産物需要が高まる中で、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要であることから、品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。 ・ 漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備を図るため、遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる漁業許可制度とするとともに、養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。 ・ 漁協については、以上の改革の方向性に合わせて、事業規定の見直しを含む制度見直しを行う。 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成29年4月に策定した水産基本計画において、「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行う。」とされたところである。</p> <p>これを受けて、本年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、「水産政策の改革について」をとりまとめ、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を行う。」とともに、必要な法整備等を速やかに行うこととしている。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 水産資源の回復、漁業経営の安定、漁村の健全な発展</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	1 — 3